除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第５号

千葉県習志野市藤崎４丁目８番43号
申立人　坂井　元昭
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月19日
平成30年１月24日　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ｘ01557
金額　1,000,000円
支払人　株式会社京葉銀行大久保支店
支払地　千葉県習志野市本大久保３丁目
振出日　平成18年９月15日
振出地　千葉県習志野市
振出人　株式会社京葉銀行大久保支店　支店長　小坂　裕巳
最終所持人　坂井　元一

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３４号

千葉県八千代市八千代台南３丁目25番21号
債務者　有限会社徳栄
代表者代表取締役　近藤　浩之
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩橋　一登
４　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２０号

札幌市中央区北４条西13丁目１番２号
債務者　株式会社レデイーエース
代表者代表取締役　元木澤　進
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津田秀太郎
４　破産債権の届出期間　平成30年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５号

長野県松本市大字今井7258番地
債務者　株式会社塩田屋
代表者代表取締役　深澤　博
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
４　破産債権の届出期間　平成30年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時30分
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３９４号

静岡県伊東市和田１丁目７番６号
債務者　有限会社滝口
代表者取締役　滝口　幸利
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
４　破産債権の届出期間　平成30年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７９号

静岡県伊豆の国市長岡318番地
債務者　株式会社ホテル天城
代表者代表取締役　山下　光彦
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻　大祐
４　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月30日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８０号

静岡県伊豆の国市長岡329番地の１
債務者　株式会社光林
代表者代表取締役　山下　光彦
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻　大祐
４　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月30日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第９０号

東京都八王子市別所１丁目41番地１－６－606
債務者　ＬＯＨＡＳ株式会社
代表者代表取締役　田畑　幸男
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　研
４　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９１号

東京都八王子市別所１丁目41番地１－６－606
債務者　ディスカヴァリー株式会社
代表者代表取締役　田畑　幸男
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　研
４　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６０号

栃木県大田原市新富町３丁目１番28号
債務者　株式会社タナカ大田原家具センター
代表者代表取締役　落合　丈史
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
４　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第１１号

鳥取県鳥取市北村30番地１
債務者　デンバジャパン株式会社
代表者代表取締役　寺澤　秀樹
１　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
４　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後１時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号

佐賀県鳥栖市東町１丁目1020番地２
債務者　株式会社エースフィールドエンジニアリング
代表者代表取締役　寺﨑　修
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　潤一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午後１時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号

横浜市神奈川区西神奈川３丁目２番地13
債務者　株式会社タイムサービス
代表者代表取締役　谷吉　伸之
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７０２号

埼玉県志木市下宗岡４丁目６番９号
債務者　有限会社昭陽物流
代表者代表取締役　長澤　昭市
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江口　裕樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前11時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０４号

埼玉県坂戸市芦山町４番地２
債務者　有限会社エー・エス・ティー
代表者取締役　和田　里美
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浦沢　香里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係